

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

大磯町印鑑条例（昭和51年大磯町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「（令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。

第12条第1号中「困難なとき」の次に「（前条第2項の規定による申請を除く。）」を加え、同条第2号中「求められたとき」の次に「（前条第2項の規定による申請を除く。）」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 登録された暗証番号が入力されないとき（前条第2項の規定による申請に限る。）

第13条第2項中「出力装置」の次に「又は多機能端末機」を加え、「出力し、又は複写機により複写して」を削り、同条第3項を削る。

第17条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び第2号、第7条第3号並びに第17条第1項第3号の規定は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄